

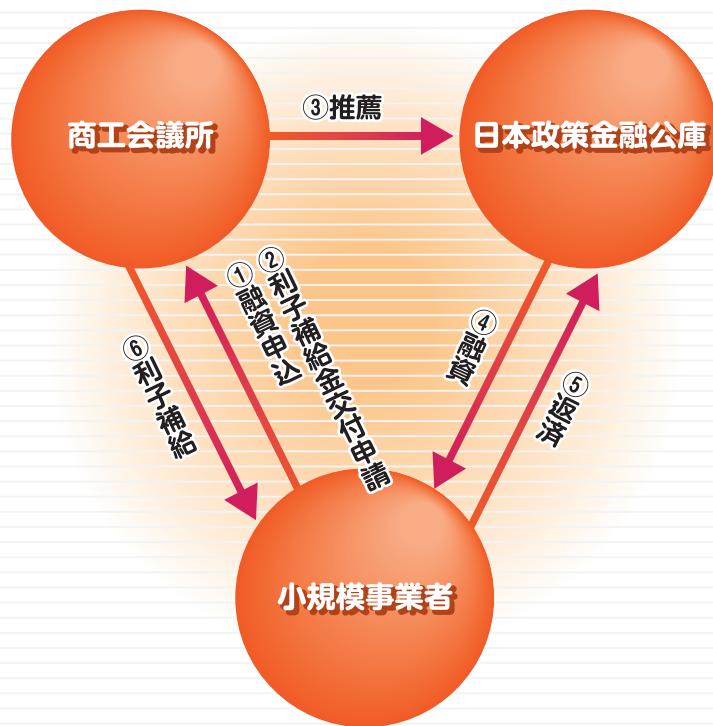
# 小規模事業者経営改善資金金融資制度(マル経)・ 新型コロナウイルス対策マル経への利子の補給について

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上確保に支障をきたしている小規模事業者を対象に、小規模事業者経営改善資金金融資制度（マル経）・新型コロナウイルス対策マル経への利子の一部を土浦商工会議所が独自に補給いたします。

## 利子補給対象資金

小規模事業者経営改善資金金融資制度（マル経）・新型コロナウイルス対策マル経の運転、設備資金を対象とする。

- 特徴：無担保、無保証人、低利の国の融資制度
- 対象者：市内で1年以上事業を営んでおり、商工会議所の経営指導を原則6ヶ月以上受けて、事業の改善に取り組んでいる事業者で、所得税・法人税・事業税・住民税などの税金を完納している事を条件とし、下記の区分による。
  - \* 従業員数5人以下の小売・卸売・サービス業
  - \* 従業員数20人以下の製造業・その他の業種
- ※新型コロナウイルス対策マル経については、上記に加え、直近の1ヶ月の売上が、前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方
- 融資限度額：2,000万円以内（運転・設備資金併せて）
- ※新型コロナウイルス対策マル経については、上記に加え、別枠1,000万円
- 返済期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内
- 利率：1.21%（固定金利 令和2年4月1日現在）
- ※新型コロナウイルス対策マル経については、当初3年間、▲0.9%引下げ



### 1 利子補給対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に借り入れた資金で、その資金にかかった1年間の利子について対象とする。

### 2 利子補給率

借入額の年利1.0%以内とする。（ただし、年利が1.0%を下回った場合は、当該融資の年利に相当する率とする。）

### 3 利子補給要件

- ・直近3ヶ月の受注高あるいは売上高が前年同期比で5%以上減少している者。
- ・直近3ヶ月の粗利益が前年同期比で5%以上減少している者。
- ・当所会員事業であり会費未納のない者。
- ※新型コロナウイルス対策マル経については、融資対象要件に合致していれば可。
- ※借換後の利子補給については、借増分のみ補給する。

### 4 利子補給可能融資限度額

融資総額2億円を限度とする。

詳細については土浦商工会議所までお問い合わせください。

土浦商工会議所 中小企業相談所 商工振興課 TEL 822-0391 FAX 822-8844

# 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付 (注1・2)		特別利子補給制度 (注1・2)										
ご利用 いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方</p> <p>(1) 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少</p> <p>(2) 業歴が3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が次のいずれかと比較して、5%以上減少</p> <p>①過去3ヶ月（最近1ヶ月含む。）の平均売上高</p> <p>②令和元年12月の売上高</p> <p>③令和元年10月から12月の平均売上高</p>	<p>左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模事業者</th> <th>中小企業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（※）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者は、この他の中小企業をいう。      (※) 労働基準法上における「予め解雇预告を必要とする者」</p> <p>(※2) 売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1ヶ月に加え、その後2ヶ月も含めた3ヶ月間のうちのいずれかの1ヶ月で比較。</p>		小規模事業者	中小企業者	個人	要件無し	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上	ご利用 いただける方
	小規模事業者	中小企業者										
個人	要件無し	売上高▲20%以上										
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上										
資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金	—	—									
融資限度額	別枠 6,000万円	左記の融資限度額のうち、3,000万円以下の部分	補給限度額									
ご返済期間 <措置期間>	設備資金 20年以内<うち5年以内> 運転資金 15年以内<うち5年以内>	当初3年間	補給期間									
利率(年) (注3)	<table border="1"> <tr> <td>3,000万円以下</td> <td><u>当初3年間：基準（災害）-0.9%</u></td> </tr> <tr> <td>3,000万円超</td> <td>基準（災害）</td> </tr> </table>	3,000万円以下	<u>当初3年間：基準（災害）-0.9%</u>	3,000万円超	基準（災害）	<p>左記の3,000万円以下の部分にかかる  <u>「基準（災害）-0.9%」</u> の利子（支払利息） (※)</p> <p>(※) 一旦公庫にご返済後、支払済み利子額を実施機関から補給</p>	補給率 (注4)					
3,000万円以下	<u>当初3年間：基準（災害）-0.9%</u>											
3,000万円超	基準（災害）											
担保	無担保	—	—									
実施機関	日本政策金融公庫（国民生活事業）	政府の指定する実施機関（現時点では未定）	実施機関									

(注1) 経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(令和2年3月13日・20:00版)より作成し経済産業省において監修

(注2) 令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は遡及適用が可能

(注3・4) 令和2年3月17日時点での適用例（運転資金1,500万円・5年返済の場合）

[3,000万円以下の部分] 当初3年間：0.46%、3年経過後：1.36%

この部分の支払済利子額を後日実施機関から補給し、実質的に無利子化

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者向け融資のご案内

茨城県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている中小企業者向に「パワーアップ融資」を設けております。

### パワーアップ融資の概要

#### ＜融資対象者抜粋＞

県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること（セーフティネット保証4号）について、市町村長の認定を受けた者(※1)
  - (2) 経済産業大臣の指定を受けた業種(※2)に属する事業を営んでおり、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること（セーフティネット保証5号）について、市町村長の認定を受けた者(※3)
  - (3) 令和2年2月1日以降において、原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少すること（危機連携保証）について、市町村長の認定を受けた者(※4)
- (※1) 令和2年6月1日までに市町村長あて認定申請を行ってください。 (※2) 中小企業庁のHP（セーフティネット保証5号の指定業種）をご覧ください。  
 (※3) 令和2年6月30日までに市町村長あて認定申請を行ってください。 (※4) 令和3年1月31日までに市町村長あて認定申請を行ってください。

	(1)、(2)の対象者	(3)の対象者
融資限度額	運転5,000万円	設備・運転・併用5,000万円
融資期間 (据置期間)	運転7年以内（2年以内）	設備10年以内（3年以内）・運転7年以内（2年以内） 併用7年以内（2年以内）
融資利率	3年以内 年1.3%・3年超5年以内 年1.4% 3年超7年以内 年1.5%	3年以内 年1.3%・3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5%・5年超10年以内 年1.6%
利子補給	3年間10/10補給	
信用保証料率	0.70%	
信用保証料の補助	県1/2補助、土浦市1/2補助	
資金使途	経営の安定に必要な資金	

土浦市からの補助により  
お客様の負担は **0%**